




2019年6月11日

東京高等裁判所民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士	井	桁	大	介	
同	小	川	直	樹	
同	塩	川	泰	子	
同	谷	口	太	規	

控訴状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

在外日本人国民審査権確認等請求控訴事件

訴訟物の価額 160万円
貼用印紙額 3万9000円

別紙当事者目録記載の当事者間の平成30年（行ウ）第143号在外日本人国民審査権確認等請求事件（以下「第1事件」という。）及び平成30年（ワ）第11936号国家賠償請求事件（以下「第2事件」といい、第1事件と総称して「原判決」という。）について2019年5月28日に言い渡された判決はいずれも不服であるので、次のとおり控訴を提起する。

第1 両事件にかかる原判決の表示

- 1 第1事件原告らの各訴えのうち、地位確認請求に係る各訴え及び違法確認請求に係る各訴えをいずれも却下する。

- 2 被告は、第1事件原告ら及び第2事件原告に対し、各金5000円及びこれに対する平成29年10月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 第1事件原告ら及び第2事件原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1事件原告らに生じた費用の100分の99及び被告に生じた費用の100分の97を第1事件原告らの負担とし、第2事件原告に生じた費用の2分の1及び被告に生じた費用の100分の1を第2事件原告の負担とし、その余の費用を被告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 (1)〔主位的請求〕日本国外に住所を有する控訴人想田和弘、控訴人■■■■、控訴人平野司及び控訴人永井康之が、次回の最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査において、審査権を行使することができる地位にあることを確認する。
(2)〔予備的請求〕被控訴人が、控訴人想田和弘、控訴人■■■■、控訴人平野司及び控訴人永井康之に、日本国外に住所を有することをもって、次回の最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査における審査権の行使をさせないことは違法であることを確認する。
- 3 被控訴人は、控訴人らに対し、各金1万円及びこれに対する2017年10月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、第1、第2審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書を提出して主張する。

以上

附属書類

1 控訴状副本

1 通